欠員補充のご案内

※本リーフレットは制度の概要をお知らせするものです。出願・受検に当たっては、必ず入学者選抜実施細則で正式な内容をご確認ください。



欠員補充は、公立高校に合格していない人に、
県立高校への入学機会を確保するために
実施する選抜です。



① 出願できる人

欠員補充には、公立高校に合格していない人が出願できます。

○ 出願できる人（例）

- 第1希望校不合格者（第2希望校未出願）
- 第1・第2希望校ともに不合格の人
- 一般入学の出願期間後に県外から転居してきた人など
- 県外公立高校の不合格者

✕ 出願できない人（例）

- 第1希望校合格者
- 第2希望校合格者
- 県外公立高校の合格者

※公立高校に合格した人は、欠員補充には出願できません。
一方、欠員補充に出願して合格した人が、その後に入学を辞退することは可能です。

② 実施する学校

欠員補充は、第2希望校の対象校のうち、第1・第2希望校の合格発表後も欠員がある学校で実施します。

※第2希望校の対象校は、志願先変更期間終了後の確定した出願状況を基に決定します。



第2希望校	合格発表後の欠員	欠員補充
対象	あり	実施する
対象	なし	実施しない
対象外	あり	実施しない
対象外	なし	実施しない

③ 選抜方法・日程（イメージ）

欠員補充では、学力検査は行わず、調査書・面接により判定し、合格発表を行います。

3/11
【県教委】
・合格発表
・欠員補充実施校公表

→

3/11～12正午
【志願者・保護者】
・Web出願、入学者選抜手数料を納付
・願書等を紙で中学校へ提出
【中学校】
・願書等を確認
・確認後、志願者へ返却

→

3/15
【志願先高校】
・受検票をメールで送信
【志願者・保護者】
・受検票を印刷

→

3/16
【志願者】
・願書・受検票を志願先高校に持参し受検（面接）

→

3/16
【志願先高校】
・合格発表

※詳しい日程や出願方法は、入学者選抜実施細則等でご確認ください。

欠員補充に関するQ&A

※本リーフレットは制度の概要をお知らせするものです。出願・受検に当たっては、必ず入学者選抜実施細則で正式な内容をご確認ください。

Q1 欠員補充は、これまでの第2次募集と何が違いますか？

A1 **これまで第2次募集で行っていた選抜を、「第2希望校出願」と「欠員補充」の二段階に分ける点が大きな違いです。**第2希望校に合格した場合は、改めて出願したり受検したりする必要がなく、第1希望校の合格発表と同じ日に結果がわかるため、これまでの第2次募集よりも早く、高校入学に向けた準備を始めることができます。その後、第2希望校の対象校のうち、なお欠員がある学校に限って欠員補充を実施し、一般入学の出願期間後に県外から転居してきた人や、県外の公立高校に合格しなかった人などにも、県立高校への受検機会を確保します。

Q2 第2希望校に出願していなくても、欠員補充に出願できますか？

A2 **はい。出願できます。**
第2希望校に出願していない人でも、公立高校に合格していなければ、欠員補充に出願できます。

Q3 学力検査はありますか？

A3 **学力検査は行いません。**
調査書・面接により判定します。



欠員補充では、
学力検査は行いません

Q4 欠員補充を実施する学校は、いつ、どこで確認できますか？

A4 3月11日の第1・第2希望校の合格発表後に、茨城県教育委員会のホームページで公表します。出願手続の詳細は、入学者選抜実施細則等で確認してください。

Q5 3/11の合格発表時点で欠員のある学校すべてで欠員補充を行いますか？

A5 **いいえ。**第2希望校の対象校のうち、3/11の合格発表後に欠員がある学校に限って実施します。

Q6 公立高校（第2希望校など）に合格した後、入学を辞退すれば欠員補充に出願できますか？

A6 **できません。**すでに公立高校への入学機会を得ているため、欠員補充には出願できません。ただし、合格した公立高校への入学を辞退し、私立高校などへ進学することは可能です。



Q7 特別支援学校に不合格となった場合、欠員補充に出願できますか？

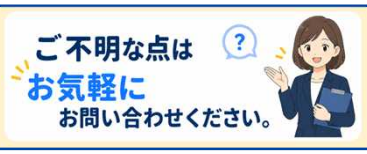
A7 **はい。**公立高校に合格していなければ、欠員補充に出願できます。

Q8 第1希望校、第2希望校又は欠員補充で合格した場合は、必ずその学校に進学しなければなりませんか？

A8 **いいえ。これまでどおり**最終的な進学先は、受検者が選ぶことができます。欠員補充で合格した後でも、入学を辞退し、私立高校などへ進学することは可能です。

Q9 合格した後、入学を辞退する場合は、どのような手続が必要ですか？

A9 やむを得ない事情により入学を辞退するときは、速やかに、中学校長を経由して辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、当該高等学校長に提出してください。



（お問合せ先）茨城県教育庁学校教育部
高校教育課高校教育改革推進室（入試制度改革担当）
☎ 029-301-5248

2026.10.28